

日本労働組合議規規約改正案

第十八條の次に新に圧記條項を設く

第十九條 范文数以上の本会議加盟團体所屬組合又は事務所所長地にし

て、第三條記載の本会議目的を貫徹する爲め、其地方の歴史

的乃至特殊的事情よりこれを必要と認むるときは、日本労働

組合会議決議機関の承認を経て日本労働組合議地方協議会

を設くる事を得。

第二十條

地方協議会の目的、機能、構成及中央機関との牽制關係等に